

自営業者の方においては、社会通念上、経済的に独立した存在であり、事業の売り上げや必要経費、経営状態などを含めてその事業の結果すべてに責任を負い、自ら生計を維持することを選択した方で、国の社会保険の制度上、一般的に国民健康保険に加入することとなっております。

また、健康保険における自営業者等の収入については『事業で得た売上金額から売上原価と「直接的必要経費」を差し引いた額』となるため、「直接的必要経費」とは原材料費など、その費用なしでは事業が成り立たない経費に限られ、税法上の経費と異なり、所得額が収入基準額にはなりません。

$$\text{自営業収入} = \text{売上金額} - (\text{売上原価} + \text{直接的必要経費})$$

※自営業の収入とは別に恒常的な収入(給与収入、年金等)がある場合は
控除前の総額を自営業の収入に加算して年収とします。

直接的必要経費とする費目

(一般用)

費目	控除可否	費目	控除可否
給料賃金	×	通信費	△
外注工賃	×	広告宣伝費	×
減価償却費	×	接待交際費	×
貸倒金	×	損害保険料	×
地代家賃	△	修繕費	△
利子割引料	×	消耗品費	×
租税公課	×	福利厚生費	×
荷造運賃	△	雑費	×
水道光熱費	△	専従者給与	×
旅費交通費	×		

(不動産所得用)

費目	控除可否	費目	控除可否
給料賃金	×	租税公課	×
減価償却費	×	損害保険料	×
貸倒金	×	修繕費	△
地代家賃	△	雑費	×
借入金利子	×	専従者給与	×

(農業所得用)

費目	控除可否	費目	控除可否
雇入費	×	諸材料費	○
小作料・賃借料	○	修繕費	○
減価償却費	×	動力光熱費	○
貸倒金	×	作業用衣料費	×
利子割引料	×	農業共済掛金	×
租税公課	×	荷造運賃手数料	○
種苗費	○	土地改良費	○
素畜費	○	雑費	×
肥料費	○	農産物以外の棚卸高	×
飼料費	○	果樹・牛馬等の育成費用	×
農具費	○	専従者給与	×
農薬・衛生費	○		

「○」……直接的必要経費として認められる経費

「△」……住居と事業所所在地が同一の場合（記載がないものも含む）は、『直接的必要経費申告書』と事業負担分と自宅負担分が明確にできる書類が提出された場合に限り経費として認められます。

「×」……直接的必要経費として認められない経費

※一覧にない費目は経費として認められません